



第62号

発行／水戸翔合同法律事務所
〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL.029-231-4555 (代表) FAX.029-232-0532
<http://www.habataki-lo.jp/>

東海第二原発は廃炉に!再生エネルギーへの転換を!
すべての冤罪被害者の救済を!



第57回 二科茨城支部展入選 「風の言霊―寄り道」
酒井美恵子さん (元所員・水戸市在住)

ごあいさつ

昨年は、新型コロナの猛威のもと生活が縮こまり、元気が出ないままでした。政府のコロナ対策は後手を踏み、救えたはずの多くの命が失われました。その中で政府は、国会を開けとの野党の要請を無視し、コロナ対策や困っている国民の支援策などを広く議論することを拒否してきました。

昨年10月には衆議院総選挙が行われましたが、政府の行ってきたことを冷静に評価する報道が少なかったと思います。結果は、議席を減らしながらも自民党は単独過半数を獲得し、与党として公明党と合わせて国会を安定的に運営できる絶対安定多数を確保しました。さらに今回は日本維新の会の躍進で改憲勢力が3分の2を超えました。

コロナにうまく対応することを理由に改憲を推し進めようとする動きが強くなってきました。しかし、現憲法の枠内でも十分な政策が取れることは多くの憲法学者が表明しているところです。昨年コロナ対策が悲惨な結果になった

のは、PCR検査を抑制するなど科学的な感染防止策を欠き、また十分な補償もしないまま事実上強い営業制限をかけるなど政策に一貫性や合理性がなかったことによるものであり、憲法に原因があるものではありません。

今年も改憲の動きに対して憲法を守る姿勢を堅持し、また皆様の抱える問題の解決に地道に取り組み、皆様のご期待に応えられるように一層精進したいと考えています。

本年もよろしくお願い申し上げます。

弁護士 五 来 則 男

弁護士 谷 萩 陽 一	弁護士 丸 山 幸 司
弁護士 安 江 祐	弁護士 木 南 貴 幸
弁護士 佐 藤 大 志	弁護士 三 村 悠 紀 子
弁護士 五 来 則 男	弁護士 鈴 木 裕 也

事務局一同

布川国賠全面勝訴判決をうけて

— 冤罪根絶のたたかいは続く —

布川国賠訴訟原告 桜井 昌司さん 《対談》 弁護士 谷 萩 陽 一

1967年8月に茨城県利根町布川で起きた強盗殺人事件で、桜井昌司さんと杉山卓男さんが無実の罪で無期懲役の判決を受け、29年間の身柄拘束をされましたが、2011年5月に、再審無罪を勝ち取りました。桜井さんは国と茨城県を相手に、国家賠償請求訴訟を提起。昨年8月27日、東京高裁は国と県に約7400万円の賠償を命じる全面勝訴判決を言い渡しました。

桜井昌司さんと、国賠訴訟弁護団の団長を務めた谷萩弁護士がたたかいを振り返りました。



谷萩：ようやく長いたたかいが終わったわけですが、まずは今の心境は、どんなものでしょうか。

桜井：自分が思っている以上に気が張ってたようで、やっぱり勝った直後っていうのは、体の中がざわざわしてきたようになって、落ち着かなかったんですが、今は安らかで、ゆったりした気分です。

谷萩：今回の高裁の判決では、どうして自白したのかというところを、桜井さんがずっと訴えてきたとおり、認定してくれましたよね。自白してしまった決め手みたいなものってありますか。

桜井：やっぱりポリグラフですね。科学的なものって思ってたし、警察官はウソつかないって思ってたから、その警察官に黒と出たと言われたのは、やっぱり決定的でした。

谷萩：今回の判決で、検察官の取り調べも違法だったと認められたんですが、検察の調べで一番印象に残ってることは？

桜井：「君の言葉には僕の心を打つ響きがない」とかですね。それを言われたときに、もう駄目だなんて。そのうえ、今まで作った自白調書は証拠なんだと。いくら「ノー」と言ったって、これが証拠なんだから逃られないと。

谷萩：最高裁まで行って、無期懲役の判決が確定して、それから長いたたかいが始まったわけですけども。

いろいろな人に手紙を書いたり、支援を訴えたってことは、桜井さんにとっては、どんな意味があったと思いますか。

桜井：やっぱり社会とのつながりを常に意識できたっ

ていうんですかね。

自分の場合は、常に社会との接点があって、いろんな人とつながりが持ってたっていうことは、かなり大きかった。

谷萩：29年間も身柄拘束されていたわけですね。そういう長い間、犯人扱いされてきた、今振り返って、それが自分にとってどんなものだったと思ってますか。

桜井：そもそも自分と杉山は、われわれ2人は犯人じゃないの知ってますよね。だから、ほんとに失望が大きくて。自分と杉山が無期懲役で確定して、刑務所行ったとき思ったのは、世の中って間違ってるよ。

でも、自分が冤罪を背負うことには、苦しさはほとんど感じなかったんですよ。

29年失ったおかげで、人様の評価を気にしないで、自分は自分で生きていいんだという、人と違う境地に至ったっていうのは、刑務所に29年行ったおかげなんで。だから、29年間ってのはすごかったですよね。

谷萩：よく桜井さんが、「自分は不運だったけど、不幸ではなかった」って言ったりしますよね。それはどういう意味ですか。

桜井：無償の厚意で支援してくれた人と出会ったりとか、そういう人たちの誠実さを知れた。得たものの大きさと、失ったものを考えると、やっぱり得たものの方が大きいですね。

あとはやっぱり、失ったものがあつたから今があるってね。ほんとに不思議な時間でしたよ。もちろんつらいことはつらいし、苦しいことは苦しい、言いたいことも言えず。ただ、その痛みや苦しきなんてのは、



布川国賠訴訟原告
桜井 昌司さん

乗り越えてしまえば全て何でもないものだった
て知りましたからね。

だから、あの29年はすごい長い修行だった
かもしれないです。そんな気がします。

谷萩：僕が弁護団に入ってからもう25年経っ
たんですね。

入ったころは、弁護団としても、明るい見
通しを持ってたかという決してそうではな
くて、試行錯誤してた時代だった。

だけど、桜井さんは常に絶対勝つと言っ
てて。これは弁護団と桜井さんが全然違っ
たところなんですけど。あの確信は何だっ
たんですか。

桜井：やってないからです。

だって、あんないい加減な調べされて、これが正し
いなんていったら絶対間違ってると思ったし、正せな
いはずがないって思っていました。

負けるなんてこれっぽっちも思ってなかったです。

谷萩：僕はあの弁護団で学んだのは、やってない、無
罪なんだって目でものを見るかどうかで全然違うとい
うことですね。例えば、桜井さんの録音テープ。す
らすら自白してるようだけど、これ絶対何かあるっ
ていうことで音響の解析したら、編集箇所がたくさん見
つかった。

それから、再審で無罪になったら国賠をやるってこ
とは、無罪になる前から桜井さんは言っていましたよね。
国賠をやるうって思ったのはどうしてですか。

桜井：あまりにもうそが多すぎるからです。

記者会見で検察官が「あいつが今でも犯人だ」なん
て言ったとか、やっぱりこれやるしかない。もう、こ
れだけうそ言って、うそ言ったまま、それで何も批判
されないで、ただ無罪になってよかったよかったじゃ
済まないだろうと思ったわけ。勝つかどうかは、ほん
とに確信ありませんでしたけど。

谷萩：その国賠も、みごとな勝訴判決で終わることが
できたんですけども、これからどんなことをしてい
きたいと思っていますか。

桜井：やっぱり検察官が証拠を独占するような制度は
絶対やめさせる、再審制度を改善。



裁判所は司法として、これを契機として正そうっ
て言ってるのに、それを認めないっていう、公然と言
い得る警察・検察があっていいのか。やっぱり冤罪を体
験したわれわれが声を上げてくしかない。

谷萩：今、桜井さんのおかげで、いろいろな冤罪の当
事者の人たちが、声を上げるようになってますね。

桜井：そうですね。やっぱりなかなか冤罪者って声上
げにくいですね。自分自身にやましさを持ってる人も
いるし、自信のない人もいます。だから、一つ一つは
弱くても、みんなの力合わせて、冤罪を作らない、真
の制度改革をしていきたいと思います。

明日にでも、国民さえ変わればできるんですよ。だ
からもう、何年生きられるか分かんないですけど、生
きてる限り。

谷萩：冤罪犠牲者の会。あんな形で、冤罪の当事者が、
自分で会をつくって、社会に発信していくなんてこと
は、今までなかったですね。

桜井：すごいですよ、今。刑務所からいっぱい何通も
来ますよ。冤罪だ、っていう手紙が。

われわれは人を信用しようっていうか、冤罪だっ
て言う限り、一緒にやろうって決めてるんです。です
から、これから大きくなりこそすれ、小さくはならな
いんですね。

自分のライフワーク、一生、まだかかります。楽し
く人生を送っていききたい。

谷萩：どうもありがとうございました。



「自由法曹団物語」が出版されました。

昨年創立100年を迎えた自由法曹団が、「自由法曹団物語～人間の尊厳をかけてた
たかう30話」を出版しました。主に21世
紀に入ってから自由法曹団の弁護士たち
が取り組んできた人権や民主主義を守る
活動をまとめたものです。

当事務所の谷萩弁護士も布川事件の項
を執筆しています。ぜひお読みください。



東海第二原発差止訴訟

昨年3月18日、水戸地裁は、
東海第二原発の再稼働を認めない
という判断を下しました。

弁護士 鈴木 裕也

原発はひとたび事故が発生した場合には、少なくとも周辺に住むひとびとのいのち、健康、生活、さらには人生に深刻な損害をもたらしかねない上に、少なくとも原子力損害賠償法上は、その事故の原因が「異常に巨大な天災地変又は社会動乱」によるものであるときには事業者から損害賠償すらなされない仕組みになっています。そうだとすれば、周辺住民からしてみれば、絶対的に安全とはいえないまでも、それに準じた安全は確保してほしいと考えるのが通常ですし、絶対的な安全が確保できないのであれば、万一事故が発生した場合に備えたきち



んとした避難計画その他の対策を整えてほしいと考えるのが通常でしょう。

ところがこれまでの裁判では、こうした「周辺住民にとっての安全」は軽視されてきました。事実、これまでの裁判例では、ちゃんと実現できる避難計画等ができていないことを理由に原発の差止を認めた判決は一件もありませんでした。

そのような中で今回の判決は、現実起きた福島原発事故の被害の大きさをきちんと踏まえ、「原発に求められる安全」とは、「事業者にとっての安全」すなわち「原子力規制委員会の審査にクリアできるだけの安全」だけでは足りず、さらにちゃんと実現できる避難計画等が整っていないならならぬとしたのです。これまでの裁判例の傾向を踏まえれば、この判決の内容は画期的なものといえます。

当訴訟団は、この判決で示された内容を守るとともに、さらに発展させていくべく、今現在、控訴審の準備を進めています。引き続きのご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



水戸地裁判決を活かして

事務局 花山 知宏

私たちは街頭などで、30キロ圏内94万人の「避難はできない」と繰り返し訴えてきました。私たちの声を認めた水戸地裁判決には、とても勇気づけられました。

判決後は、避難計画が策定困難なことを市民の目に見えるよう、情報公開請求などを利用し、小手先の数合わせでは対応できない実態を追及しています。

コロナ禍の中、茨城県はこれまで一人2㎡としてきた避難面積をより広くレイアウト変更せざるを得なくなりました。30キロ圏内の自治体ではあらたな避難場所の確保が必要になるなど、「一からやり直し」の状況で、避難計画策定のハードルはさらに高くなりました。

東海第二原発の安全対策工事は、2022年12月工事完了予定で、工事完了前には燃料装荷や試運転が予定されています。

2021年10月の県議会予算特別委員会で大井川和彦茨城県知事は、江尻かな県議の質問に対し、「(試運転含め)事前了解のない段階での原子炉施設の運転を認められない」と答弁しました。

避難計画含め問題は山積みですが、東海第二原発の動きを注視し、警戒をゆるめることなく、行政への要請行動など引き続き再稼働阻止の活動を進めていきます。活動へのご支援・ご協力をお願い申し上げます。



適格消費者団体の活動について

弁護士 佐藤 大志

2020年2月、既存の消費者団体を変更した「特定非営利活動法人消費者サポートいばらき」が立ち上がり、茨城県内の消費者が安心して安全に暮らせる地域社会を築くことを目的として適格消費者団体の認定を目指すことになりました。

この団体が「適格消費者団体」として国から認定を受けると、消費者被害を発生させる業者(会社や個人)に対し、団体が原告となって差止請求訴訟を提起することができるようになります。

関東地方の各都県にはすでに上記認定団体が複数あり、また適格認定を目指して活動する団体がすでに存在しておりましたが、茨城においても遅ればせながら活動が始まり、当事務所からも私の他、木南、鈴木の計3名の弁護士が



参加しています。

具体的な活動は、同団体検討委員会において、消費者相談員の皆さんや司法書士、事務所外の弁護士等と、問題となる業者の事業活動の資料を収集し、法的な検討を行い、消費者被害を発生させる事業活動やその危険性の認められる行為に対し、当該業務の停止や変更等を求め、また勧誘広告等の停止是正等を求める申入れ活動です。

2021年7月19日に第1号申入れとして、学習塾の広告宣伝を県内で広範囲に行っていた企業に対し、「成績が上がることを保証する」などの不適切な勧誘広告の内容の削除及び是正を求めたところ、同企業はこの申入れを真摯に受け入れ、上記申入れ内容に対する改善の約束を取り付けることができました。

今後も私たちは、上記の活動を継続し、県内の消費者被害の防止と救済のための申入れ活動の実績を重ね、適格消費者団体の認定を受けられるよう邁進したいと思います。

日立産廃処分場 建設差止住民訴訟提訴

弁護士 安江 祐

2021年9月24日、茨城県に対し日立産廃処分場周辺道路の整備のための事業費の支出の差止めを求める住民訴訟を、地元日立市の住民ら5名が提起しました。

茨城県は、エコフロンティアかさまに次ぐ公共関与の最終処分場の建設予定地を日立市諏訪町の日立セメント太平田鉾山跡地^{たいへいだ}とすることを決定しましたが、搬入道路を新たに整備する必要が生じ多額の費用を要することが明らかになったばかりか、予定地が唐津沢と呼ばれる谷間であり、集中豪雨時の水害や土砂崩れの危険性が高い場所であることも見過ごされています。処分場の建設は周辺の自然環境を破壊するだけでなく、周辺住



民の生命や健康にも深刻な影響を与えるおそれがあるのです。

日立産廃処分場の建設には多くの住民の皆さんが反対しています。訴訟の中で本件処分場の危険性や候補地の選定過程の問題点を明らかにし、処分場の建設を阻止したいと考えています。

第1回期日は2月3日午前11時から、水戸地方裁判所で開かれます。皆さんのご支援をお願いします。

コロナ禍における労働問題

弁護士 木南 貴幸

2020年から続く新型コロナウイルスの流行によって、人々の働き方は大きく変わり、これまで注目されていなかった新しい労働問題が生じました。

例えば、リモートワークが普及したことにより「リモートハラスメント」という言葉が知られるようになりました。またワクチン接種を会社が強要するなどの「ワクチンハラスメント」が発生し、さらにワクチン接種の拒否を理由に労働者を解雇するという事態まで生じています。なお、当然このような解雇が許されるはずもなく、厚労省も接種拒否を理由とする解雇・雇止めは許されないと指針で明示しました。

事業者も新型コロナの流行により大規模な業態の変更やリストラを余儀なくされましたが、そのしわ寄せを受けるのは労働者であり、この間特に非正規の雇用者数は大きく減少しています。もっとも、新型コロナ流行下において雇用調整助成金を利用可能であったのに利用せずに整理解雇を行った企業について、解雇回避措置の相当性が低いとして解雇を無効とした裁判例もあります。

新型コロナに関連した労働問題は少なくありませんが、平時と変わらず事業者には労働法規を遵守し、労働者の雇用継続を第一とした経営が求められるといえます。

2021年
4月成立

「相続土地国家帰属法」って何？

弁護士 鈴木 裕也

- 1 土地を相続したけれど、この土地は管理できないし、かといって放置もできないから手放したい・・・よくこんな相談を受けることがあります。

こういうご相談を受けた時、相続放棄ができれば一番簡単なのでしょうが、相続放棄ができないという場合には、これまでなかなかいいご提案ができませんでした。

- 2 しかし、2021年4月に「相続土地国家帰属法」という法律が成立し、2023年からはなりますが、新しいご提案ができるようになりました。

この法律によって、「相続したけど要らないという土地を、一定の条件のもとに国がもらってくれる」、そんな制度がこの度新設されたのです。

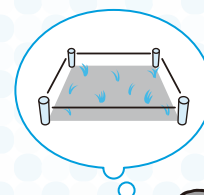
- 3 ただ、「一定の条件」というのがミソでして、国があらゆる土地をタダでもらってくれるというわけではありません。

まず、管理が難しい土地しかもらってくれま

せん。建物が建っている土地、崖がある土地などはダメです。

また、お金もかかります。まず、国にもらってもらうためには審査が必要なので、その審査手数料がかかります。それだけではなく、土地の性質に応じて算出する土地管理費用相当額10年分の負担金も必要になります。（おおよそですが、適当に管理すれば足る原野であれば約20万円、市街地の宅地（200㎡）であれば約80万円だそうです。）

- 4 必ずしも使い勝手が良い制度ではありませんし、2023年施行予定なので全貌もまだ不明瞭ですが、それでも管理できない土地を国が引き受けてくれるというのは画期的です。



「かかりつけ弁護士」のススメ

弁護士 三村 悠紀子



ご家族にもしものことがあったとき、相続手続きが必要になりますが、手続きを始めてみると、思いもよらない問題が生じることがあります。私の担当事件からいくつか相続手続きの進め方に関する問題やその対応方法を紹介いたします。

Q 相続人の中に相続財産を受け継ぐことを希望しない方がいる場合、どうすればよいのか？

相続財産を承継しない方法として、①相続放棄、②相続分譲渡という方法があります。①相続放棄は、家庭裁判所への手続きが必要である一方、②相続分譲渡は相続持分を譲渡する方と譲り受ける方の間で書面を取り交わして行うことができます。②については、相続分譲渡者は、相続放棄とは異なり、被相続人に借金などがある場合には、その支払いの請求がされうる点に注意が必要です。

Q 連絡が取れない相続人がいて個人でのお話し合いができない場合、どうすればよいのか？

家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てる方法があります。欠席が続く相続人がいる場合、裁判所が一定の判断を下す審判という手続きに進むことができます。

Q 相続人となりうる方に行方不明者がいる場合、どうすればよいのか？

まず、失踪宣告を申し立てる方法や、不在者財産管理人の選任を申立てて不在者財産管理人の方に調停や審判手続きに参加してもらう方法があります。

外国で亡くなっていることが判明した場合、国によっては資料を取り寄せることができます。私の担当事件では、アメリカから死亡証明書を取り寄せたことがありました。

私たち弁護士は、このような相続の問題について法的なサポートも可能ですし、思いもよらない問題の予防策として遺言作成のご提案をすることもできます。ぜひお気軽にご相談下さい。

INFORMATION — インフォメーション —

事務所法律相談

法律問題全般を幅広く取り扱っております。

交通事故・労働（労働者側）・債務整理の初回相談料のご負担はありません。

その他につきましては、1回 1時間 5,500円（税込）となります。

（医療過誤等の複雑な事案の場合、11,000円（税込）をいただくこともございます。）

**予約制になっております
ので、ご予約いただき
お越しく下さい。**

電話・オンラインによる相談も
受け付けております。

右記『無料相談カード』をお切り取りのうえ、
この機会にぜひご活用ください。

はばたき友の会のご案内

2014年、事務所30周年を機に、これまでの経験と運動を継承・発展させ、事務所と市民、諸運動がより連帯を強め共に支え合う組織として設立されました。コロナ禍ではありますが、楽しく・ためになる企画を工夫していきたいと思っております。

皆さまのご入会をお待ちしております。

- ◆ 年会費1口1,500円（個人会員のみ）
- ◆ 会員の方に無料法律相談カードを発行（年1回）
- ◆ 友の会ニュースの発行
- ◆ 会員相互の親睦を深めるレクリエーションの実施
- ◆ 身近な問題の学習会やセミナーの実施

**ぜひご入会
ください！**

日頃から大変お世話になっている皆さまにお気軽にご相談いただける無料相談カードです。このカードをご持参の方の法律相談は初回無料とさせていただきます。
ご家族やお知り合いの方に差し上げても結構です。

お問合せ・ご相談予約

TEL **029-231-4555**

平日 午前 9:40～午後 5:20

- 法律相談は予約制となっております。お電話にてご予約下さい。
- ご予約の際は「無料相談カード利用」とお申し出下さい。

ご利用日 年 月 日

ご氏名

ご住所 〒 -

お電話番号

弁護士 紹介



弁護士 丸山 幸司

2005年に入所後、多くのみなさまのおかげで仕事を続けてくることができました。依頼者の方の感謝の言葉が私のエネルギー源です。難しい事件に取り組んで成果を挙げて一緒に喜べる瞬間が最高の贅沢だと思っています。目下の問題意識としては、弁護士の立場でも温暖化問題に本腰を入れて取り組まなければ、との思いがあります。果たして何ができるか？ 私生活では、帰宅してビールを飲みながら、子どもたちの成果や失態に一喜一憂するのが楽しみです。この冬は、筋肉トレと有酸素運動によるさらなる減量を目指します！

弁護士 谷萩 陽一



前回の近況で膝痛のことを書いたところ、いろんな助言や情報をいただきました。おかげで今のところ、膝痛はありません。

弁護士 佐藤 大志



最近登山に関心をもち始めています。昨年、知人の山岳ガイドから剣岳ツアーに誘われ、レッスンを受け、道具の使い方を習い、準備万端でしたが、コロナで断念。今年秋には黒部方面の長距離山行に挑戦予定です。

弁護士 安江 祐

今年は「寅」さんの年
“川基”がなくなってしまって残念だけど、また柴又に行きたいですね。



弁護士 五来 則男



手頃な運動としてたまにこんな格好で千波湖の周りをウォーキングしています。妻との料理当番制はまだ続いています。

弁護士 木南 貴幸



昨年は県弁護士会の副会長と育児で、とにかく時間が無い1年でした。今年は一層娘との時間を大切にしながら、昨年できなかった色々なことにじっくり時間をかけて取り組みたいです。

弁護士 鈴木 裕也

今年でついに30歳になってしまいます！昨年は仕事で忙しかったので、今年はプライベートを充実させたいです…(切実)



弁護士 三村悠紀子

息子が3歳、娘が1歳になりました。公園の砂場でトンネルを作ったり、動物園や水族館で動物の大きさに驚いたり、休みの日は子供と一緒にしゃべっています。



無料相談カード

はばたき 水戸翔合同法律事務所

ご利用期限
2022年12月まで



水戸翔合同法律事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL 029-231-4555 FAX 029-232-0532
http://www.habataki-lo.jp/



Happy Wedding



昨年7月27日に結婚いたしました。たくさんの方からお祝いの言葉をいただき感謝するとともに日々幸せを実感しています。夫と話しあい私が姓を変えましたが、免許証等の手続も大変でしたし、新姓にしてから旧姓に愛着を感じることもありました。姓を選択できる未来になるといいですね。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局 竹ノ内 直美(旧姓：金子)

編集後記

No.62 January 2022

今年の表紙絵は、元所員の酒井美恵子さんの入選作「風の言霊一寄り道」という絵です。私は芸術にはとても疎いのですが、水面の色合いがとても魅力的に感じました。新型コロナウイルスが蔓延する前年の8月に長野県にある鏡池に行ったことがあるのですが、水面に映る景色にはなぜか心惹かれるものがあります。酒井さんの他の絵もぜひ見てみたいと感じた、そんな一枚でした。

(弁護士 鈴木裕也)